

居住支援メルマガにご登録いただいているみなさま
(BCCでお送りしています)

居住支援メルマガ(第11号)をお送りします。

このメルマガ(メールマガジン)では、各地で活躍する居住支援協議会や居住支援法人における情報の共有や、ネットワーク形成を促進することで、居住支援に関する取組の一層の活性化を目指します。
国からの研修会・予算制度のご案内や、各自治体・団体等からのお知らせ・活動状況等といった幅広い情報を配信してまいります。

——令和2年5月1日配信——

国土交通省住宅局安心居住推進課
居住支援メルマガ【第11号】

【目次】

■セーフティネット住宅の登録数等(令和2年4月30日時点)■

■居住支援お役立ち情報■

- (1)居住支援法人に対する活動支援事業(令和2年度予算)の公募開始のご案内
- (2)今年度も居住支援協議会伴走支援プロジェクトを実施します！
- (3)精神障がいのある方の入居支援に関するパンフレットをご活用ください！
- (4)居住支援法人が活用できる補助金等を一覧にまとめました！
- (5)生活保護制度における住宅扶助の代理納付の取り扱いが変更になりました！

■居住支援お役立ち情報<新型コロナ感染症関係>■

- (1)住居確保給付金
- (2)生活福祉資金
- (3)公租公課の支払い猶予等のご案内
- (4)生活を支えるための支援のご案内
- (5)特別定額給付金

■セーフティネット住宅の登録数等(令和2年4月30日時点)■

＼＼SN住宅の登録数が、約3万戸になりました！／／

○セーフティネット住宅の登録数:29,553戸

○居住支援協議会:97協議会

○居住支援法人 指定数:301者

■居住支援お役立ち情報(5件)■

(1) 居住支援法人に対する活動支援事業(令和2年度予算)の公募開始のご案内

住宅確保要配慮者の入居をより円滑にするための居住支援法人の活動を支援します。
令和2年度の支援事業(共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業)について、
4月28日(火)より公募を開始致しましたので、お知らせ致します。

○公募期間

令和2年4月28日(火)～5月29日(金)

○補助対象期間

補助金交付決定日から各法人の事業完了日または令和3年1月31日(日)のいずれか早い日まで。

○補助金の額

1法人につき単年度あたり1,000万円等(補助率10/10)を限度と致します。

○公募対象の事業

- ①入居前の支援
- ②入居中の支援
- ③死亡・退去時の支援
- ④セミナー・勉強会等の開催

○応募の際の注意点

今年度は、昨年度に補助金を受けた法人のうち執行率80%以上であった法人と、それ以外の法人で、応募から交付申請までの流れが異なります。
本事業の事務局(以下、「居住支援活動推進事業室」という。)を指定しておりますので、
詳細の情報は、「居住支援活動推進事業室」のホームページ
(<http://ksk-support.jp>)を必ずご確認ください、お間違いのないよう応募要領等
必要書類をダウンロードしてください。

(2) 今年度も居住支援協議会伴走支援プロジェクトを実施します！

昨年度に引き続き、今年度も、居住支援協議会の設立に意欲のある居住支援法人及び市町村の担当部局をそれぞれ募集し、選定した団体について、立ち上げに向けた状況調査・関係者の連携促進といった立ち上げの準備について、
日々の相談のみならず、国交省職員や関係省庁職員、有識者の派遣などのハンズオン支援(居住支援協議会伴走支援プロジェクト)を実施いたします。

また併せて、居住支援協議会は設立済みであるものの、活動が低調であり、活性化させたいと考えている協議会についても募集いたします。

今年度は、設立部門として、昨年度も募集した「行政主導型」と「官民共同型」に加えて新たに「生活困窮者自立支援制度連携型」を設け、活性化部門と合わせて4部門で募集を行います。

以下ページから募集要領をご確認頂き、奮ってご応募下さい。

○募集ページ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

○募集期間

令和2年 4月 27 日(月)～6 月 5 日(金)

※選定数は、4団体程度の予定です。

※本プロジェクトに資金面の支援は含まれていません。

居住支援協議会への資金面での支援を求める場合には、

別途、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業を申請する必要があります。

(3)精神障がいのある方の入居支援に関するパンフレットをご活用ください！

この度、様々な団体が作成している精神障がいがある方への入居支援に関するパンフレットの1例を収集いたしました。

大家や不動産店の方々に精神障がいについて御理解いただき、賃貸物件を貸す際の不安解消のためにご活用いただければと思います。

【厚生労働省】

・「あなたの「今」と「明日」のために 住まいと暮らしの安心サポートブックレット」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521943.pdf>

※厚生労働省 平成 30 年度障害者総合福祉推進事業

「貸主・宅建業者に対する精神障害者等の居住確保支援の手引き開発並びに精神障害者等の居住支援を先駆的に実践している居住支援法人等の調査事業」報告書

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521942.pdf>

(ブックレットの活用方法について、第 7 章に解説編の記載があります。)

【岡山県】

・「地域で暮らそう！～精神障がいのある方の入居支援のために～」

<https://www.pref.okayama.jp/page/345131.html>

・「不動産屋さん・大家さんのためのハンドブック～精神障がいのある方を理解するために～」

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-57615.html>

【神奈川県】

・「不動産店さん・大家さんのための情報ガイド 精神障がいのある方が住まいでの生活をつづけるための支援・サービス」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/11538/801687.pdf>

【厚木市】

・「不動産屋さん・大家さんのための情報ガイド:精神障がいのある方が住まいでの生活をつづけるための支援・サービス…厚木市版…」

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/iryofukusi/fukushi/shingikai/syougaisyakyougikai/d036877.html>

【公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(略称:ちんたい協会)】

・【宅建業者・管理業者・家主さん向け】障害者ガイドブック】

<https://www.chintai.or.jp/guide/syogai.pdf>

※精神障害者に限らず、障害者一般を対象としています。

(4) 居住支援法人が活用できる補助金等の一例をまとめました！

居住支援法人が活動に活用できる補助金等の一例をまとめました。

また、併せて、地方公共団体による居住支援関係の補助金もまとめています。

お役に立つ情報も多くあるかと思しますので、是非ご活用ください。

詳しくは、下記ホームページ URL よりご参照ください。

掲載 URL:

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

(5) 生活保護制度における住宅扶助の代理納付の取り扱いが変更になりました！

生活保護制度における住宅扶助の代理納付につきましては、これまで、家賃等を滞納している者に対しては積極的に活用することとしておりましたが、令和 2 年 4 月 1 日より、

- ・ 家賃等を滞納している者に対しては、原則として住宅扶助と共益費を代理納付
- ・ 公営住宅の家賃については、原則として住宅扶助を代理納付
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「法」という。)第 21 条第 1 項に規定する登録事業者が提供する法第 10 条第 5 項に規定する登録住宅(セーフティネット住宅)に新たに生活保護受給者が入居する場合、原則として住宅扶助と共益費を代理納付

することになりました。

これにより、セーフティネット住宅の登録がより一層促進されることを期待しています。

■ 居住支援お役立ち情報 < 新型コロナ感染症関係 > ■

(1) 住居確保給付金

住居確保給付金は、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給するものです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要であることから、この度、支給の対象が拡大されました。さらに、4月30日からはハローワークへの求職申込みが不要になりました。

詳細は、下記ホームページ URL よりご参照ください。

•住居確保給付金のご案内(令和2年4月30日からはさらに使いやすく)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000626236.pdf>

•制度の紹介 | 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

(2)生活福祉資金

住居確保給付金以外にも、家賃などの生活費に困窮した場合には、生活福祉資金(緊急小口資金等)の特例貸付制度などが活用可能です。

生活福祉資金貸付制度では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

詳細は、下記ホームページ URL よりご参照ください。

•一時的な資金の緊急貸付に関するご案内
<https://www.mhlw.go.jp/content/000626608.pdf>

•制度の紹介 | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

(3)公租公課の支払い猶予等のご案内

新型コロナウイルス対策に係る、公租公課の支払い猶予等について、各省のプレス等の状況に関する情報を共有いたします。

=====

【国税・地方税】

○新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ(国税庁 HP)
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

○新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります(国税庁 HP)
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf

○新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する猶予制度の周知について(総務省 HP)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000676865.pdf

【社会保険料】

○厚生年金保険料の猶予制度(日本年金機構 HP)
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

○国民年金保険料の免除等制度(日本年金機構 HP)
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html>

【上水道・下水道】

○新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払猶予に関する要請(総務省 HP)
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei06_02000237.html

【NHK 受信料】

○高市総務大臣閣議後記者会見の概要(令和2年3月19日)(総務省 HP)
https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000897.html
※「NHK 受信料については、その不払いでサービスが停止されるものではなく、また、延滞利息は支払期限から4か月間発生しないため、NHK に対しましては、それらの取扱いについて視聴者の皆様に丁寧に説明していただくことを、昨日、要請しました。」との発言あり

【電気・ガス】

○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ(経済産業省 HP)
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特別貸付の実施について(厚生労働省 HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10106.html

【固定電話・携帯電話】

○新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う料金支払期限延長等の実施に係る要請(総務省 HP)
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000621.html

○新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた料金請求の取り扱いについて(NTTドコモ HP)
https://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2020/03/19_00.html ※
※日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTTドコモ、NTT ファイナンス株式会社の連名で発出

○新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う料金請求の取り扱いについて(KDDIHP)
<https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/03/19/4339.html>

○新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う料金支払期限の延長について(SoftBank HP)
https://www.softbank.jp/corp/set/data/news/info/2020/20200319_01/pdf/20200319_01.pdf

(4)生活を支えるための支援のご案内

生活を支えるための支援について、厚生労働省のホームページにまとめられています。
詳しくは、下記ホームページ URL よりご参照ください。

・働く方のみならず、国民の皆さま全体の支援策をまとめたリーフレット(厚生労働省 HP)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

(5) 特別定額給付金

基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者 1人につき
10万円を給付される特別定額給付金について、総務省のホームページにまとめられています。

詳しくは、下記ホームページ URL よりご参照ください。

掲載 URL (総務省 HP):

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html#gaiyo

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

◆このメールマガジンでは、今後各居住支援協議会・居住支援法人のみなさまの活動についても
配信してまいりたいと考えておりますので、
掲載してほしい内容などございましたら下記アドレスまでご連絡ください。
hqt-housing-support@mlit.go.jp

◆メールマガジンに関するご意見・ご要望、新規登録受付や配信停止は
ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。
また、配信先を変更する場合は、新しいメールアドレスをご明記の上ご連絡下さい。
hqt-housing-support@mlit.go.jp
※必ず上記アドレスからのメールを受け取れるアドレスをご登録ください。

◇関連リンク

★住宅セーフティネット制度について

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html

★住宅確保要配慮者居住支援協議会について

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

発行:国土交通省住宅局安心居住推進課

〒100-8918

千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階

TEL :03-5253-8111(代表)

Email:hqt-housing-support@mlit.go.jp
